DAX47-01_改正民法に対応した「情報システム・モデル取引・契約書」

1 概要

中小企業におけるDXの推進のためにITシステムを構築・運用する際のプロセスと明確にすべき事項等を要約したもの。

2 本資料の趣旨

国等の資料を参考にポイントを整理。

2021年12月27日 全体記述確認

2 改版履歴

2020年5月13日 契約不適合事項の確認

2020年3月19日レベルマーカー追加

- 2 ファイル形式
- 2 参考ドキュメント
 - **3** IPA IT Knowledge magazine vol.18 (コラム)

|情報システム開発のモデル契約書に目を向けよう 🁩

https://www.ipa.go.jp/ikc/mailmag/vol18_column.html

び 改正民法に対応した「情報システム・モデル取引・契約書」を公開 ∼ユーザ企業・ITベンダ間の共通理解と対話を促す∼

https://www.ipa.go.jp/ikc/reports/20191224.html



https://www.ipa.go.jp/files/000079611.doc く民法改正を踏まえた、 第一版の見直し整理反映版> (ひな型) (修正履歴) Wordファイル(Word形式:213KB) https://www.ipa.go.jp/files/000079610.doc **3** 情報システム・モデル取引・契約書 (パッケージ、 SaaS/ASP活用、 保守・運用) く民法改正を踏まえた、 追補版の見直し整理反映版> Wordファイル(Word形式:966KB) https://www.ipa.go.jp/files/000079608.doc く民法改正を踏まえた、 追補版の見直し整理反映版>(修正履歴) Wordファイル(Word形式:983KB) https://www.ipa.go.jp/files/000079606.doc く民法改正を踏まえた、 重要事項説明書(追補版付属)の見直し整理反映版> Wordファイル(Word形式:762KB)

https://www.ipa.go.jp/files/000079605.doc



https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_transformation/pdf/20180907_03.pdf

DXレポート

~ITシステム「2025年の崖」の克服とDXの本格的な展開~(簡易版)

(PDF形式: 2,693KB)



https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_transformation/pdf/20180907_02.pdf

- 1 情報システム開発のモデル契約書に目を向けよう
- 1 改正民法に対応した「情報システム・モデル取引・契約書」を公開

2 背景

デジタル技術を活用して企業のビジネスを変革し、

自社の競争力を高めていく「デジタルトランスフォーメーション(DX)」が注目を集めています。

経済産業省が2018年9月に公開した「DXレポート」は、

DXを円滑に進めるには、

ユーザ企業、

ITベンダが双方の間で新たな関係を構築していく必要があると提言しています。

そのために、

DXの進展によるユーザ企業とITベンダのそれぞれの役割の変化等を踏まえたモデル契約の見直しの必要性が指摘されました。

こうした状況を踏まえ、 IPAでは、

経済産業省が2007年に公開した「情報システム・モデル取引・契約書」、

およびIPAが2011年に公開した「非ウォーターフォール型開発用モデル契約書」についての見直しの検討を2019年5月から行っています。

まず、

この検討全体を取りまとめる「モデル取引・契約書見直し検討部会」を設置し、

民法改正に対応した「情報システム・モデル取引・契約書」の見直しについては、

同部会の下で、ユーザ企業、

ITベンダおよび法律専門家から成る「民法改正対応モデル契約見直し検討WG」において検討してきました。

2 概要

IPAはこれまでの検討を取りまとめ、

2020年4月に施行される改正民法に直接関係する論点を見直した、

「情報システム・モデル取引・契約書」の民法改正を踏まえた見直し整理反映版(以下、

「民法改正整理反映版」)を、

2019年12月24日に公開しました。

なお、

「情報システム・モデル取引・契約書」には第一版と追補版がありましたが、

今回、

そのそれぞれについて見直しを行い、

更新版を公開しました。

「民法改正整理反映版」は、

ユーザ企業、 ITベンダ、

関連業界団体、

および法律専門家の参画を得て議論を重ね、

中立的な立場でユーザ企業・ITベンダいずれかにメリットが偏らない契約書作成を目指しているところが特長です。

後述のように、

民法改正がITシステム開発の業務委託契約に及ぼす影響について論点を絞り、

現行のモデル契約条項と解説の修正版、

および見直しについての解説を整理しています。

IPAはユーザ企業・ITベンダ双方が「民法改正整理反映版」を参照することで、

契約のタイミングで双方がシステムの仕様や検収方法などについて共通理解のもと対話を深め、

よりよい関係のもとITシステム開発が行われることを期待しています。

なお、

DX時代に求められるアジャイル開発への対応や、

民法改正に直接かかわらない論点については引き続き検討を重ね、

2020年中に改訂版を公開する予定です。

2 検討のポイント

今回の見直しでは、

主にモデル契約に直接かかわる請負及び準委任に関する改正民法への対応について検討が行われました。

主な論点としては、

以下の通りです。詳細及び対応した他の事項については「全体の解説」をご覧ください。

主な論点

1. 請負契約における契約不適合責任

(1)

「報酬減額請求権」が救済方法として追加されたことへの対応

(2)

契約不適合責任における「損害賠償」と「解除」の位置づけ

(3)

契約不適合責任における「権利行使の期間制限」への対応

2.

請負契約・準委任契約における報酬請求権

(4) 成果報酬型準委任契約の位置づけ

(5)

中途解除の場合の報酬請求権の帰趨

サブトピック

4一例:「権利行使の期間制限」(上記1.(3))に関する見直しの概説

(a) 現行のモデル契約における規律

ソフトウェア開発業務における瑕疵担保責任の期間制限は検収完了時から○ヶ月以内

(b) 民法改正の概要

改正前の瑕疵担保責任の存続期間は目的物の引渡時/仕事の終了時から1年以内に権利を行使する必要があったが、 改正後の契約不適合責任では契約不適合を知った時から1年以内にその旨の通知をすればよいことになり、 注文者(ユーザ企業)が契約不適合を「知る」までの間は消滅時効一般の規定に基づき、 10年間権利の行使がされ得ることとなった。

民法上のデフォルトルールでは契約不適合責任に基づき無償対応すべきであるはずの期間にもかかわらず、 保守契約で有償対応するのはおかしいのではないか

(c)

モデル契約見直し検討における主な議論

(引き続き起算点を検収完了時とすべき意見)

責任が追及されうる期間が延びれば人員維持のコストが上がり、 そのコストが報酬に転嫁される結果、

ユーザ企業に不利益になるのではないか

現状の「検収完了時から1年は瑕疵担保責任、 それ以降は保守契約での対応」はユーザ企業にとっても経済的ではないか

開発環境は日々変化していくのであって、

検収完了から長期間経過後に修正を求められても当時の開発環境が再現できないのではないか

ユーザ企業が権利を行使できる期間の進行が契約不適合を認識するまで開始しないのであれば、 適切な検査を行うインセンティブがユーザ企業に生じないのではないか

(現行の規律を変更すべきという意見)

責任が追及されうる期間が延びた際のコスト増の見積もりの適切さに疑問がある

仮に民法から期間を短縮するとしても、

ベンダに大きな落ち度がある契約不適合も保護対象になるのはおかしいのではないか

適切な検査を行うインセンティブを考えて起算点を検収完了時とする規律を維持するのであれば、 性質上検査で発見することは難しい契約不適合についてはその規律の適用を外すべきではないか

(d)

「民法改正整理反映版」での見直し結果

期間制限の起算点を検収完了時という客観的なものとする規律は維持する

契約不適合がベンダの故意・重過失に起因する場合には、 客観的な起算点からの期間制限を適用除外にする

改正民法下では期間が1年以上に設定されることもあり得ることから、 モデル契約上の期間制限の表記は「Oヶ月/O年」とする

また、見直しについての解説では、

ユーザ企業とITベンダの間で具体的な期間を決定するために対話による共通理解を得ることが望ましいポイントもあわせて紹介している。

- 1 第一版及び追補版 DX推進のための見直しにおける 民法改正を踏まえた整理にあたって
- 2 はじめに
- 2 第1章 検討の対象及び方法
- 2 第2章 共通フレーム 2013 への対応
- 2 第3章 民法改正に対応した見直し
 - 3 第1節 はじめに
 - 3 第2節 契約不適合責任



1 有償契約における規律の一本化

2

「瑕疵担保責任」から「契約不適合責任」へ

3 契約不適合責任に基づく救済手段

- (1)「修補」から「履行の追完」へ
- (2)報酬減額請求権の追
- (4)債務不履行一般の損害賠償請求及び解除の規定の適用
- (5)契約不適合責任の期間制限
- 4 第 2改正を踏まえたモデル契約の見直し
 - 1 用語の修正

2

履行の追完方法に関するベンダの選択権

- 3 報酬減額請求権の位置づけ
- 4 損害賠償の位置づけ
- 5 解除の位置づけ
 - (1) 契約不適合責任に基づく解除の明文化
 - (2) 契約不適合責任に基づく解除の要件
- 6 契約不適合責任の期間制限

(1) 期間及び起算点について

ア 見直しにおける議論

イ 議論を踏まえた見直し

- (ア) 怠慢なユーザ・ベンダの出現の阻止
- (イ) ユーザ・ベンダ間の対話による共通理解の重要性

(1)

どのようなシステムを作るのか(どの程度の期間維持されるべきものなのか、 ユーザが本当に求めている要件は何なのか等)

(2

どのような環境で開発が行われるのか

(3)

契約不適合責任の存続期間に応じてどのようにコストが見積もられるのか

合とは言えない不具合への対応も対象とする保守との役割分担をどうするのか

- (2) 期間経過前にユーザが行うべき行為
- 7 その他
- 3 第3節

請負及び準委任契約における報酬請求権に関する改正

4 第1 報酬請求権に関する改正内容

改正後民法を踏まえた第一版の見直し

4 第2

イ 改正後民法の規律

- 1 現行の第一版
- 2 見直しにおける議論
 - (1)請負契約の報酬請求権をめぐる議論
 - (2) 準委任契約の報酬請求権をめぐる議論

ア 成果報酬型

1

中途で委任事務が履行できなくなった場合の報酬請求権の帰趨

- 3 改正後民法への対応
- 2 第4章 民法以外の法改正に伴う見直し
 - 3 第1節 個人情報保護法改正(第一版第42 条)
 - 3 第2節特許法改正(第一版第44条)
 - 3 第2節特許法改正(第一版第44条)
- 2 第5章追補版の見直し
 - 3 第1節追補版の前提条件
 - 3 第2節 追補版の見直し
- 1 情報システム・モデル取引・契約書(受託開発(一部企画を含む)、 保守運用)

2 <民法改正を踏まえた、第一版の見直し整理反映版>Wordファイル (Word形式:6,365KB)

2 〈民法改正を踏まえた、 第一版の見直し整理反映版〉(修正履歴) Wordファイル(Word形式:6,419KB)

2 <民法改正を踏まえた、第一版の見直し整理反映版> (ひな型)Wordファイル (Word形式:211KB)

2 <民法改正を踏まえた、第一版の見直し整理反映版> (ひな型) (修正履歴)Wordファイル (Word形式:213KB)

1 情報システム・モデル取引・契約書 (パッケージ、 SaaS/ASP活用、保守・運用)

2 〈民法改正を踏まえた、追補版の見直し整理反映版〉Wordファイル (Word形式:966KB)

2 <民法改正を踏まえた、 追補版の見直し整理反映版>(修正履歴) Wordファイル(Word形式:983KB)

2 〈民法改正を踏まえた、 重要事項説明書(追補版付属)の見直し整理反映版〉 Wordファイル(Word形式:762KB)

2 〈民法改正を踏まえた、 重要事項説明書(追補版付属)の見直し整理反映版〉(修正履歴) Wordファイル(Word形式:772KB)